『古代アメリカ』21, 2018, pp.75-88

＜調査研究速報＞

インカ道の地権問題とセッティングに関する現状分析

―ペルー国コンチュコス地域マリスカル・ルスリアガ郡の事例研究―

大谷博則
（ペルー文化省，公共事業「コトシュ考古遺跡 6 区修復プロジェクト - ワヌコ）

１．はじめに

2001 年以降、アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、ペルー、ボリビアら南米六ヶ国の文化省では、インカ道の世界遺産登録活動（Programa Qhapaq Ñan 以下、インカ道計画）が共同で進められてきた。その結果インカ道は、2014 年 6 月 21 日、カタールのドーハで開催された第 38 回ユネスコ世界遺産委員会において、世界遺産一覧表へ記載されることが決定した。六ヶ国の間では、申請に先立ち、今後もインカ道の保存について共同作業をすべく合意しており ［UNESCO 2014］、保存・修復作業としてのインカ道計画が継続実施されている ［Gómez 2013］。

筆者は 2007 年以降、ペルーでインカ道計画の実態を文化省に所属せず外部から調査してきた。当初、インカ道を世界遺産に登録するために必要な保存管理計画の策定に必要な基礎情報の収集とその分析による計画案を提示することを目的としていた。しかしインカ道が世界遺産に登録され、世界遺産登録区間の保全事業を施工するにあたり、ペルー国内において諸問題があることが確認された。文化遺産の保全事業を施工するにあたっては、文化省が国有化のための副大臣令を制定し、地方自治体がインカ道を保護する条例を作成する必要がある ［MINCU 2014 y 2015, Solórzano 2017］。このためインカ道の法的保護が整うまで、道の保全事業を施工するための事業案が承認され、実施されることはない。この法的保護を整える過程において、資産の範囲を国有化する必要がある。ペルー国内ではこれまで、考古遺跡や歴史的町並みが世界文化遺産として登録されてきたが、文化の道（Cultural Routes）(註1) のように、国有化が困難な遺産は、インカ道を除き登録されていない。自然遺産や複合遺産のような土地の私有化が進んでいない地域に所在する遺産については、そのセッティング (註2) と国有化のプロセスは比較的容易である。なぜならペルー国内において、未登記の土地は国有地として管理されているからである。

そこで、公共調達の Web サーバーSE@CE（Sistema Eléctrónico de Contrataciones del Estado）(註3) や公共事業の情報共有 Web サーバーBanco de Inversiones (註4) により、インカ道自体を対象とした保存・修復事業について検索したところ、該当する公共事業がほぼ存在しないことが確認された［Gómez 2013, , MEF 2018, MINCU 2018, OSCE 2018］。その理由として、インカ道の国有化が進んでいないことが想定される。ペルー国内で公共事業を実施する際には、事業の計画立案とその評価の過程において、保全事業の施工を担保するために、事業実施地域の国有化を義務付けている ［MEF 2017］からである。

加えて、杉尾 ［2005］によれば、文化の道のような遺産の価値を証明する完全性及び真正性の評価には、セッティングが重要となる。そして、そのセッティングを行う際には、遺産の特性、行動可能な機能、用途を見据えて、適切なメカニズムによって、計量的・科学的・計画的に、範囲・大きさを決定し、正確に明示することが求められている、という。

「完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。」

そこで本稿では、インカ道の地権問題とそのセッティングに焦点を当て、GIS（地理情報システム）を利用し、インカ道の資産範囲を地籍図、道路事業計画書や踏査の結果と比較することで現状分析を行った。

２．調査対象と方法

2-1. 調査時期

筆者は2016年5月2日から5月31日にかけて、ハンディGPS携行によるインカ道の踏査をし、その後2018年4月1日から4月30日にかけてGISを利用し、インカ道の資産範囲を地籍図などと踏査の結果と比較することで現状分析を行った。

2-2. 調査区間

調査区間は、世界遺産に登録されているワヌコパンパ - ワマチュコ区間に含まれるコンチュコス地域のインカ道である（図1）。本調査では、同区間に含まれるカンラッシュ - トレパンパ道とモヤバンバ - ポトクサ道を調査区間とした。調査区間のインカ道は累計 8.35kmで、アンカッシュ県（Departamento Ancash）マリスカル・ルスリアガ郡（Provincia Mariscal Luzuriaga）ジャマ区（Distrito Llama）、ムスガ区（Distrito Musga）、ピスコバンバ区（Distrito Piscobamba）、カスカ区（Distrito Casca）に所在する（図2）。本区間は、世界遺産の資産として登録されているため、当該範囲の国有化もしくは法的な保護措置が整えられている必要がある。加えて、農村共同体（Comunidad Campesina）[註5] が所在せず、旧ペルー農業省による農村の地籍測量と地権者化無料プロジェクト（Proyecto Especial Titulación de Tierras y Catastro Rural - PETT）[註6] により土地の個人所有化が進められ

図1　調査地位置図（筆者作図）

てきた経緯がある。以上を以てコンチュコス地域でのモデルケースとして、最適な区間と判断し、選定したものである。

2-3. 使用データの概要

本調査において、以下のデータを利用し本稿の図面作成を行った（表 1）。紙幅の都合により、本来地図に挿入されるべき、データの提供元に関する詳細を省略する。

№	名称（西語）	提供者・提供組織（西語）	内容	形式	入手時期	作図に利用した図番号	第三者の入手方法
1	Base Grafica COFOPRI Conchucos - AA y BB	Verificador Comun Ing. Nilber M. Enrique Acero	地籍図	.dwg	2014/08	図3、4	購入
2	Plan Vial Provincial Participativo de Mariscal Luzuriaga	Hironori Otani/ Municipalidad Provincial de Mariscal Luzuriaga	道路、山道	.shp	2016/09	図2、3、4	申請
3	Plan Vial Provincial Participativo de Mariscal Luzuriaga	Hironori Otani/ Municipalidad Provincial de Mariscal Luzuriaga	河川・湖	.shp	2016/09	図2、3、4	申請
4	Limite Departamental, Provincial y Distrital	Ministerio de Ambiente del Perú	行政区	.shp	2014/01	図1、2	ダウンロード
5	Capital Departamental, Provincial y Distrital	Instituto Nacional de Estadistica e Informatica y Instituto Geografico Nacional	県庁、郡庁、区庁所在地	.shp	2014/01	図1、2、3、4	ダウンロード
6	Centros Poblados	Ministerio de Educacion del Perú	集落	.shp	2018/04	図3、4	ダウンロード
7	Locales Escolares e Institutos Educativos	Ministerio de Educacion del Perú	学校	.shp	2018/04	図3、4	ダウンロード
8	Establecimientos de Salud	Ministerio de Salud del Perú	病院	.xls	2018/04	図3、4	ダウンロード
9	Comunidad Campesina de Ancash	Autoridad Nacional de Agua - Huaraz	農村共同体	.shp	2014/08	図1、2、3、4	申請
10	Qhapaq Ñan	Ministerio de Cultura del Perú	インカ道	.pdf	2018/04	図1、2、3、4	ダウンロード
11	Zonas Arqueologicas	Ministerio de Cultura del Perú	遺跡	.pdf	2018/04	図2、3、4	申請

地図に挿入されるべき、データの提供元に関する詳細を省略する。

表 1　使用データの概要

2-4. 使用プログラムの一覧

本調査において、以下のプログラムを利用し本稿の作図・分析を行った。のちに挿入される地図に記載すべきデータに関する詳細は以下の通りである。紙幅の都合により、以降省略する。投影は、ユニバーサル横メルカトル（Universal Transverse Mercator System: UTM）図法で、世界測地系（WGS84）を用い、調査地は第 18 帯（南）に位置する。

№	名称	概要
1	Nitro Pro 10	データ形式をPDF形式（.pdf）からJPG形式（.jpg）に変換する。
2	Garmin Map Source	JPGデータをGIS上ジオレファレンスするためのコントロール・ポイント作成に利用する。また、緯度・経度座標をUTM座標に一括変換するためにも用いる。 データ形式をGXP形式（.gxp）にて保存する。
3	Arc GIS	多様なデータ形式（.jpg）（.xls）（.gxp）をSHP形式（.shp）に変換する。 その後、作図や分析に利用する。
4	Auto CAD	DWG形式（.dwg）のデータを表示し確認する。
5	Microsoft Excel	データ形式をPDF形式（.xls）からSHP形式（.shp）に変更する。

表 2　使用プログラムの一覧

2-4. 調査方法

先ず、ハンディ GPS 携行によるインカ道踏査を実施した。次いで、ペルー政府による Shp.、Dwg.ファイルなど（表 1）を入手したのちに、各種プログラム（表 2）によりデータ形式を変換し、GIS により統合分析した。その作業手順の概略は以下の通りである。

① 世界遺産委員会への推薦書 ［PQÑ_6 2014］に挿入されているインカ道の登録資産範囲を図化している図面を、Nitro Pro 10 を用い、データ形式を PDF 形式（.pdf）から JPG 形式（.jpg）に変換する。

② Garmin Map Source を利用し、①の図面（JPG データ）を GIS 上ジオレファレンスするためのコントロール・ポイントを作成する。その際、緯度・経度座標を UTM 座標に一括変換する。データ形式を GXP 形式(.gxp)にて保存する。

③ Arc GIS に①の図面を追加し、四隅に UTM 座標値（②で作成）を追加する。

④ Arc GIS により、インカ道関連遺跡、インカ道、コア・ゾーン (註7) とバッファ・ゾーン (註8) をベクトル化する。

⑤ これまでに入手してきた地籍図、道路・山道・河川・集落などのデータを Arc GIS にインポートする。

⑥ Arc GIS のインターセクト（Intersect）機能を用い、コア・ゾーンと重複する私有地を特定し、その件数や範囲を特定する。更に、インカ道周辺の地理関連情報を統合することで、道路建設や自然災害等によるインカ道の破壊・損壊箇所を可視化し、現状分析を行う。

３．調査概要

以下、カンラッシュ - トレパンパ道及びモヤバンバ - ポトクサ道両区間の踏査結果に関する概要を述べる。

3-1. 踏査概要：カンラッシュ - トレパンパ道（Sección Canrash - Torrepampa、図 3）

インカ道中、カンラッシュ - トレパンパ道は、世界遺産指定区間であり、全長約 3.74 ㎞、平均道幅 3.50m、登録資産の面積は約 4.94 ha、バッファ・ゾーンの面積はおよそ 275.69 ha である ［PQÑ_6 2014］。現在でも、日常的に歩道として利用されている区間である。主に、ジャマ区、ムスガ区の住民が郡都ピスコバンバ市に向かう際に利用している［大谷 2013］。

カンラッシュ - トレパンパ道の起点はカンラッシュ集落の広場東側である。ちょうど地方道 R021326 の建設により破壊されている［MPML y Otani 2016］（写真 1）。カンラッシュ集落からキンサヒルカ（Quinsajirca）山へと登る急な山道であり、2016 年の踏査の際に、ムスガ区地域住民はファエーナ (註9) により、インカ道の清掃活動を続けていることが確認された。

キンサヒルカ山中腹まで登ると、傾斜が緩やかになり、ちょうどワラカヨック（Huaracayoc）遺跡東側に出る［Bernabé 2005］。ワラカヨック遺跡から、アゴ・クルスの教会までは、平坦もしくは緩やかな上り坂となり、道幅も本道中において最大約 8m まで広がる。マリスカル・ルスリアガ郡において最も保存状態が良い区間である。

しかし、本区間の起点同様、アゴ・クルス教会に至る 200m 弱の区間は、地方道 R021329 の建設により路面が破壊されている（写真 2）。この地方道は、車両交通量は 1 日当たり 1 台、受益者は 108 人、1 集落（トレパンパ）であり［MPML y Otani 2016］、農業用用水路建設のためのトラック等による資材運搬路を確保するために建設されたが、実際のところロバにより資材の運搬を行っている。よって、この道路建設によるインカ道破壊の社会的、経済的影響は極めて低いと評価できる。アゴ・クルスからタマラ集落への区間は緩やかな下り道となり、その道幅も 2m 程度となる。この区間は、タマラ集落の地域住民による日常的な利用や生活排水、私有地との境界に設置される生垣の浸食などによりインカ道の破壊が進んでいる。そして、タマラ集落にある大きなユーカリの木から約 200m 南東の地点が、カンラッシュ - トレパンパ道の終点となる。

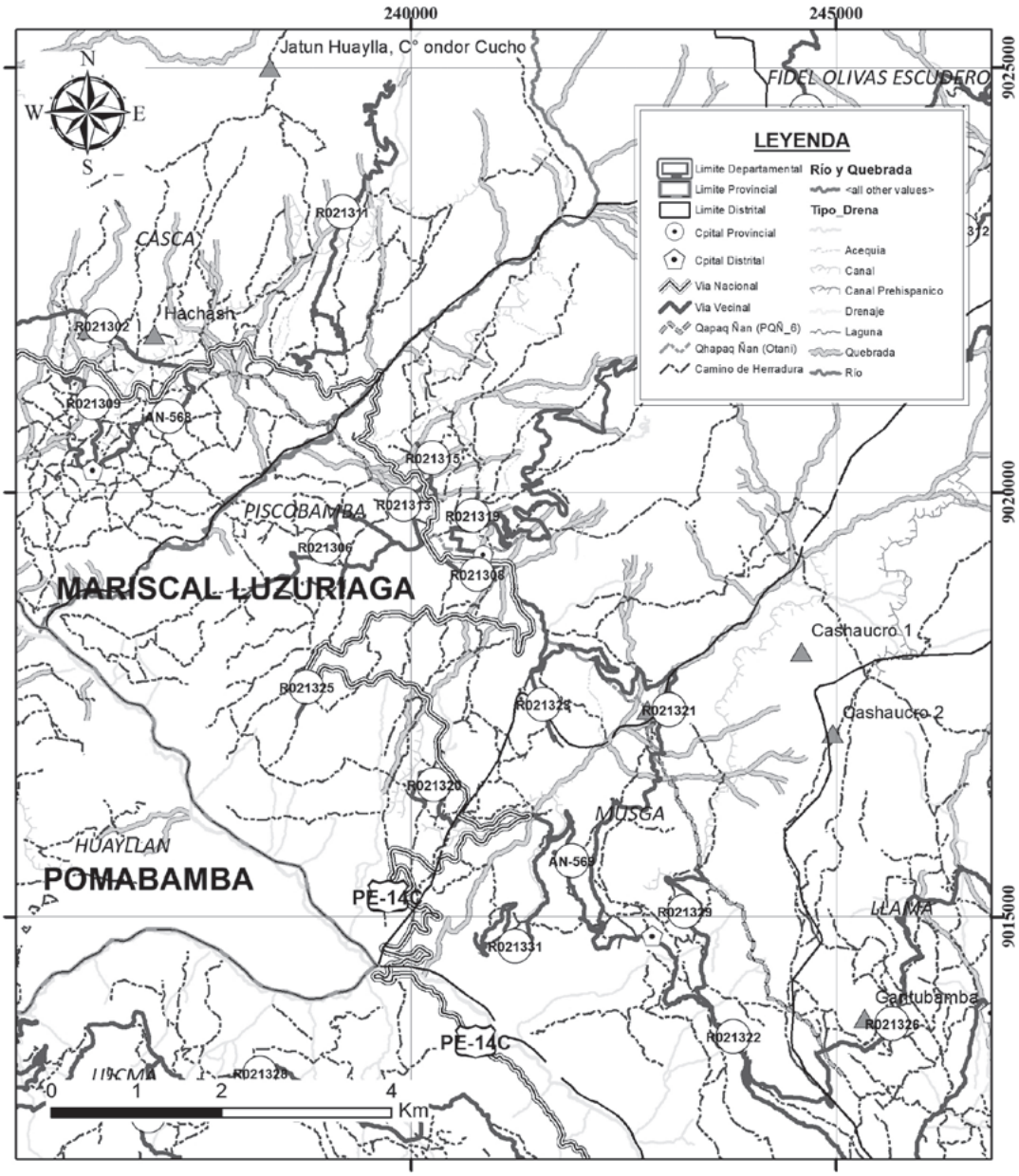

図2　マリスカル・ルスリアガ郡に所在するインカ道（筆者作図）

3-2. 踏査概要：モヤバンバ - ポトクサ道（Sección Moyabamba - Potocza、図 4）

インカ道中、モヤバンバ - ポトクサ道は世界遺産指定区間であり、全長約 4.61 ㎞、平均道幅 3.85m、登録資産の面積は約 6.15ha、バッファ・ゾーンの面積はおよそ 216.45ha である ［PQÑ_6 2014］。現在でも、モヤバンバ集落、ワジュワ集落、カスカ区都の住民がピスコバンバ市への通学路・生活道として利用している［大谷 2013］。

ピスコバンバ市から国道（PE-14C）沿いにポマバンバ市に向かうと、西側にロメロパンパ（Romeropampa）

の公立学校がある。続いて、ピスコバンバ市の共同墓地へと向かう地方道を左折する。その後、最初の曲がり角を右折するとモヤバンバ - ポトクサ道の始点となる。ロメロパンパからモヨバンバ集落を過ぎるまで、地方道 R021313 の建設によりインカ道は残存していない［MPML y Otani 2016］。

モヨバンバ集落からポマス橋（Puente Pomas）を渡り、ワジュワ集落近くまで、石畳、石壁、擁壁（上部・下部）、開渠や暗渠が認められる（写真 3）。しかし、その保存状態は悪い（写真 4）。地域住民による 2 次利用やファエーナ、補修工事が行われてきた可能性が極めて高い。基本的に、石畳などは敷かれていない。また、2011 年におきた鉄砲水によりポマス橋は流されており、2016 年に筆者が確認したところ、ポマス川を渡るための橋は存在しない（写真 5）。

なお、2006 年以降、ワジュワとポトクサ間のインカ道は、大半が地方道 R021302 として利用されている（写真 6）。当該箇所は旧インカ道の匂いを色濃く残した平坦道で、いかにも地方道らしい。雨季は、泥濘がひどく車両による通行は極めて困難である。この地方道、車両交通量は 1 日当たり 3 台、受益者は 553 人、3 集落（パジャワシ集落他）［MPML y Otani 2016］であり、この道路建設によるインカ道破壊の社会的・経済的影響は小さい。また、地域住民のコメントによると、当時の地元自治体はインカ道であることを理解しておりながら建設工事を施行したようである。

４．結果

本調査研究は、ペルー国、アンカッシュ県、マリスカル・ルスリアガ郡におけるインカ道の地権問題とセッティングに関する現状分析の一端を実証的に明らかにした。以下では、インカ道と私有地との重複関係、道路建設などの人的なインカ道の破壊や自然災害による破壊・損壊についても触れる。

4-1. インカ道と私有地との重複件数とその面積

以下の表 3 では、両道における私有地との重複件数とその面積を数値化したものである。その結果、両道における国有地の比率は 22.39%となり、ほぼ国の管理下に置かれていない現状がうかがえる。

ただし、本稿で使用する地籍図のデータは、ペルー登記所のものではなく、土地所有権正常化委員会（Organismo de Formalización de la Propiedad Informal; 以下 COFOPRI とする）のデータを利用しており、ここで取り上げられる 136 件の私有地すべてが登記済みであることを保証できないが[(註10)]、いずれにせよ、占有者の存在が確認されていることから、十分な分析結果を示すことができたといえよう。今後の課題として、より公式のデータ入手を試みる必要性がある。

N°	インカ道道名	資産面積		重複する私有地			国有地	
		Ha	%	件数	Ha	%	Ha	%
1	カンラッシュ-トレパンパ道	4.9400	100.00%	52	4.2041	85.10%	0.7359	14.90%
2	モヤバンバ-ポトクサ道	6.1500	100.00%	84	4.4027	71.59%	1.7473	28.41%
合計		11.0900	100.00%	136	8.6068	77.61%	**2.4832**	**22.39%**

表 3　インカ道と私有地との重複件数とその面積

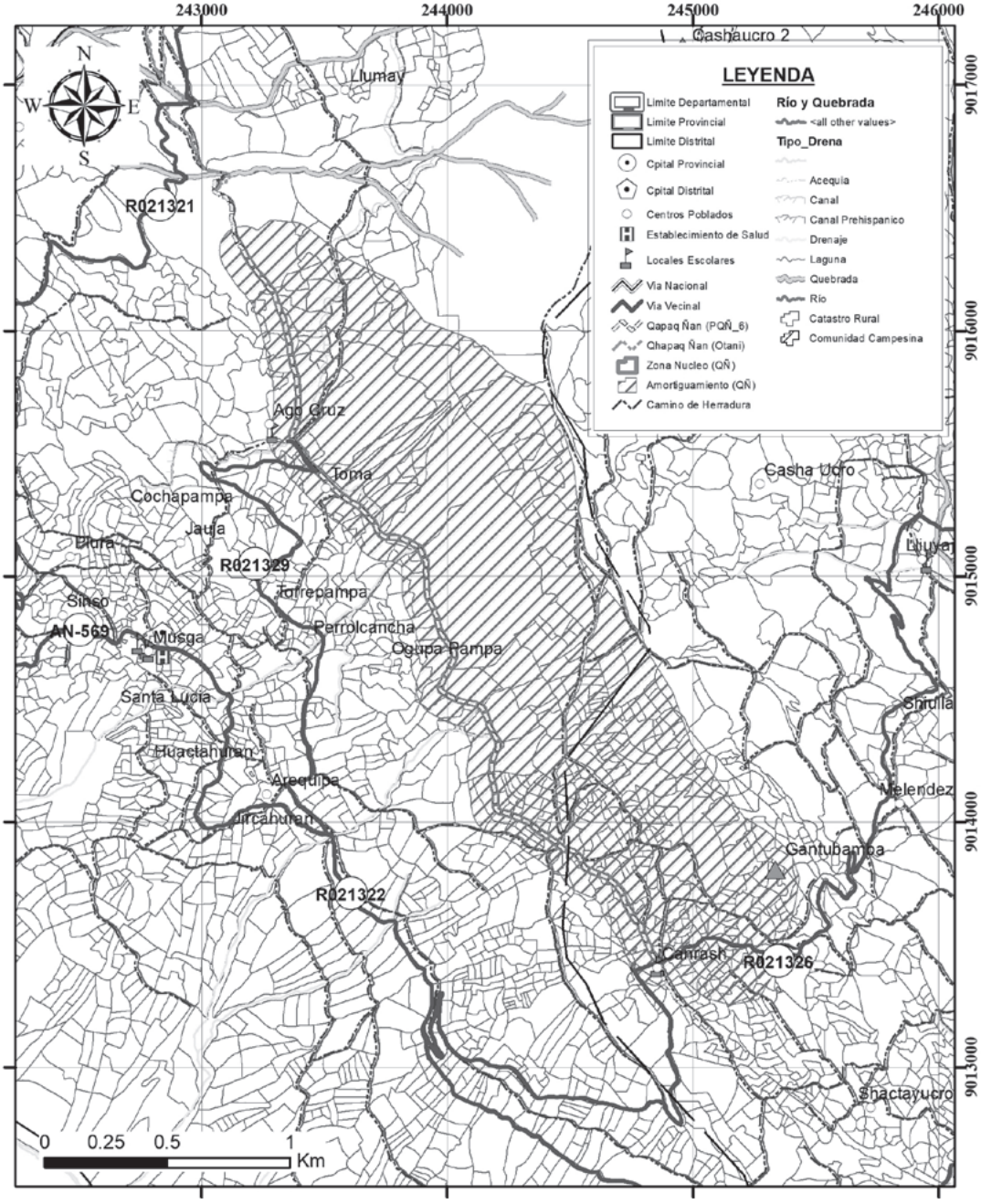

図3　カンラッシュ - トレパンパ道周辺の登記状況図（筆者作図）

図4　モヤバンバ - ポトクサ道周辺の登記状況図（筆者作図）

写真 1 地方道 R021326 建設によるインカ道の破壊

写真 2 地方道 R021329 建設によるインカ道の破壊

写真 3　土石流によるインカ道の損壊

写真 4　雨水の浸食作用によるインカ道の損壊

写真 5　インカ道の踊り場遺構

写真 6　地方道 R021302 建設によるインカ道の破壊

4-2. 道路建設など地方開発によるインカ道の破壊

以下の表 4 では、両道における道路建設によるインカ道の破壊状況を数値化したものである。その結果、インカ道モヤバンバーポトクサ道は 23.03%が車道建設により破壊されている。カンラッシュ - トレパンパ道に関しても、部分的に車道建設により破壊されており、世界遺産に登録されるだけの十分な完全性を担保できていないと判断できる。

N°	インカ道道名	実延長		区間距離		Codigo de Ruta	区間（Km）		確認時期
		Km	%	Km	%		始点	終点	
1	カンラッシュートレパンパ道	3.740	100.00	0.005	0.13%	R021326	00+000.00	00+005.00	2007
				0.163	4.36%	R021329	02+753.36	02+916.38	2008
総区間距離				**0.168**	**4.36%**				
2	モヤバンバ-ポトクサ道	6.150	100.00	0.006	0.10%	AN-568	03+132.62	03+138.98	2000
				0.020	0.33%	PE-14C	03+204.79	03+224.79	2007
				1.390	22.60%	R021302	03+224.79	04+614.79	1980
総区間距離				**1.416**	**23.03%**				

表 4　道路建設によるインカ道の破壊状況

4-3. 自然災害によるインカ道の損壊

以下の表 5 では、両道における自然災害によるインカ道の損壊状況を数値化したものである。その結果、インカ道モヤバンバートレパンパ道は通行性や安全性を考慮したところ、1.61%と低い数値を示した。しかし、ポマス川の鉄砲水により、現在通行が困難な状況にあり、インカ道の消失といえるほどの重度な損壊は見られないものの、世界遺産に登録されるだけの十分な完全性を担保できていないと判断できる。

N°	インカ道道名	実延長		区間距離		要因	区間（Km）		確認時期
		Km	%	Km	%		始点	終点	
1	モヤバンバ-ポトクサ道	6.150	100.00	0.099	1.61%	鉄砲水	01+080.35	01+179.14	2012
総区間距離				**0.099**	**1.61%**				

表 5　自然災害によるインカ道の損壊状況

5．おわりに：総括と今後の展望と課題

カンラッシュートレパンパ道とモヤバンバーポトクサ道の両道において、インカ道と私有地との重複件数およびその面積を確認できたのは、本調査の成果と言えよう。さらに、地方自治体施工の道路建設のため、世界遺産登録時点において、インカ道がすでに深刻な被害を受けていたことがコンチュコス地域マリスカル・ルスリアガ郡において確認された。これもまた成果として挙げられるであろう。また、上述の成果に伴って、インカ道のセッティング、並びにインカ道の国有化に関する地権問題についていくつかの問題点と今後の課題が確認された。

これまで筆者は、インカ道は国指定の文化的景観であることから、国に地権があるものと想定していた。本来世界遺産に推薦する際には、地権問題を解消することが義務付けられているためである。しかしながら、本区間の 77.61%が地権問題を内包している状態にあり、危機遺産となる潜在的な可能性を示唆している。加えて、インカ道中モヤバンバーポトクサ道において 23.03%が登録以前の段階で、すでに地方道路建設により破壊されており、その顕著で普遍的な価値や完全性が担保されていなかった可能性が指摘されるのである。

こうした問題を解消していくには、大きく 3 つの課題をクリアしていく必要があると考えられる。第一に、登記所においてインカ道と私有地の重複範囲を明確にし、国家による買収や司法手続きを踏むことで、その地権問題の健全化を進めることである。この前提として、文化省とワラス所管（Ⅶ区）の登記所との間で協定を結び、当問題の健全化を進めるための基盤を構築するといった作業も考えられる。

第二に、インカ道の世界遺産登録範囲を変更するための、新たなデータの収集と分析である。具体的には、道路事業計画書、都市開発計画書、あるいは地方開発の実施計画書などを入手し、インカ道の社会的・経済的な現状把握をすることである。また、現地における踏査や聞き取り調査を行うことで、インカ道の悪意のない人的破壊についても、その範囲や現状を把握する必要がある。

第三に、自然災害などから文化遺産を保全していくために、防災マップの作製を急ぐ必要性を挙げたい。本稿で取り上げた地域では、自然災害によるインカ道の損壊に関して、かなり低い割合を示している。しかし、インカ道のセッティングを考えた場合、その通行性や安全性の観点からも、自然災害によるインカ道の損壊に関する現状分析を実施し、その予防措置をとる必要があると言えよう。

これらの課題への取り組みは、インカ道のセッティングを精緻化し、登録されている世界遺産を危機に貧する世界遺産としないためにも必要不可欠なものである。さらに、沿道の地域社会における健全な地方開発や市場経済を取り巻く状況についても考慮するならば、地域社会の社会的・経済的発展を内包したインカ道の保存管理計画策定への指針ともなろう。

註

（註 1） 2008 年 10 月、カナダのケベックで開催されたイコモスの第 16 回総会と学術シンポジウムで、文化の道に関するイコモス憲章（The ICOMOS Charter on Cultural Routes）が採択され [ICOMOS 2008] 、文化遺産のカテゴリーの一つとしての文化の道の基本原則と方法論が明確に定義された。そして、翌 2009 年にスペインで開催された第 33 回世界遺産委員会セビリア会議で文化の道の概念が採択された。また文化庁（2015）によると、以下の通りである。2008、世界遺産条約履行のための作業指針（2013 年）では、世界遺産委員会は、ある特種な文化遺産及び自然遺産を認定し、定義してきており、世界遺産リストに記載する際の資産の評価を助ける特定の指針を採用、追加の可能性はあるものの、これまで、文化的景観（Cultural Landscapes）、歴史的町並みと街区（Historic Towns and Town Centres）、運河に係る遺産（Heritage Canals）、遺産としての道（Heritage Route）の 4 つの分野を扱っている。これらのうち、「遺産としての道」の概念は、豊かで創造力に富むものであり、相互理解、歴史への複合的なアプローチ、平和の文化がすべて作用する特別な枠組みを提供する。また、この概念は、有形の資産により構成されており、国や地域を越えた交流や多面的な対話をもたらすことから文化的に重要であり、道に沿って展開される空間的、時間的な移動の相互作用を例証している。尚、これらの観点においては、道を取り巻く自然環境の枠組み及び無形的及び象徴的な次元をも留意することとする。

（註 2） セッティングとは、文化的景観や歴史的町並み等生きている遺産の独自性を特徴づける動的機能そして遺産の美や景観を維持するために遺産を取り巻くより広い範囲の保全域の拡大によって、遺産の完全性を確実なものにするため、将来的に潜在的インパクトの発生の可能性を有するような範囲をも保護範囲に設定し、さらにこれらの隣接地域をも十分な保全範囲に含まれるようにすることである［杉尾 2005］。つまり、遺産の完全性を担保するため、適切にコア・ゾーンとバッファ・ゾー

ンとを設定する作業である。

（註 3） この URL はペルー経済・財務省により管理されており、以下の情報が掲載されている。はじめに、公共機関の公募に参加したい場合、参加資格の確認や申請を行うことができる。次に、公共機関は、参加資格の条件、審査手続きに関するプロセス、契約書の詳細などを登録することで、年次契約計画（Plan Anual de Contrataciones; PAC）を実施できる。最後に、一般市民は、公共機関の公募の詳細や、審査プロセスなどを知ることができる。

（註 4） この URL はペルー経済・財務省により管理されており、以下の情報が掲載されている。投資前の段階で公的投資事業に関する要約された、関連性のある、標準化された情報を保存、更新、発行、照会するシステムである。2000 年 12 月以降、国主導により運用されてきた。 このシステムのおかげで、SNIP には、定式化・評価単位により策定され、評価されたプロジェクトの最も関連性の高い情報が標準化されたデータベースがある。また URL を通じて、市民に情報公開された。

（註 5） ペルー国の農村共同体法によると、「土地、共同作業、援助の共同体の財産で表現された先祖、社会、経済、文化的なつながりによって結ばれた、特定の地域に住み、制御する家族で構成され、法的存在と法的地位を持つ公益団体であり、相互の民主的な政府と、構成員と国の完全な実現を目指す多分野の活動の発展を促進する。」と定義される［Perú 1987］。

（註 6） PETT とは、農業用地の個人所有化、農村用地市場の発展と、迅速かつ透明性の高い促進を目的として 1992 年から 2005 年まで実施された公共事業である。

（註 7） コア・ゾーン（推薦資産）とは、登録推薦資産を効果的に保護するたに明確に設定された境界線である。境界線の設定は，資産の顕著な普遍的価値及び完全性及び又は真正性が十分に表現されることを保証するように行われればならない［UNESCO 2017］。

（註 8） バッファ・ゾーン（緩衝地帯）とは、推薦資産の効果的な保護を目的として，推薦資産を取り囲む地域に，法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング，重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである［UNESCO 2017］。

（註 9） ファエーナとは、道以外にも、水路や農作業にも行われる共同作業である［大谷 2013］。

（註 10） COFOPRI のデータをもとにペルー国内の多くの郊外の土地が登記されている。しかし、書類の未提出や地権者の未特定、地権者間での合意が得られないなど様々な事情により登記されていない土地が含まれている。そのため、データの信頼性が少し低くなる。

参照文献

Bernabé Romero, Joseph A.

2005 Proyecto de Inventario y Registro del Patrimonio Cultural Arqueológico de la Nación, Instituto Nacional de Cultura - Ancash, Huaraz.

文化庁

2015 文化審議会・懇談会等文化財分科会世界文化遺産特別委員会（第 1 回）議事次第参考資料 1-7。(URL: http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/01/sanko_1_7.htm 2018 年 4 月 20 日アクセス)

Gómez Guerrero, Janie Marilé

2013 Proyectos Integrales del Qhapaq Ñan. (URL: http://qhapaqnan.cultura.pe/sites/default/files/articulos/124620667-Los-Proyectos-Integrales-del-Qhapaq-Nan.pdf 2018 年 4 月 20 日アクセス)

ICOMOS (International Council on monuments and sites)

2008 The ICOMOS Charter on Cultural Routes. (URL: https://www.icomos.org/images/DOCUMENTS/Charters/culturalroutes_e.pdf 2018 年 4 月 20 日アクセス)

MEF（Ministerio de Economía y Finanza del Perú）

2018 Invierte.pe Banco de Inversiones. (URL: https://www.mef.gob.pe/es/aplicativos-invierte-pe?id=4279 2018 年 4 月 20 日アクセス)

2017 Directiva N° 002-2017-Ef/63.01 “Para la Formulación y Evaluación en el Marco del Sistema Nacional de Programación Multianual y Gestión de Inversiones”. (URL: https://www.mef.gob.pe/es/ normatividad-inv-publica/instrumento/directivas/15870-directiva-n-002-2017-ef-63-01/file 2018 年 4 月 20 日アクセス)

MINCU（Ministerio de Cultura del Perú）

2014 Municipalidad provincial Carlos Fermín Fitzcarrald se compromete con puesta en uso social del Qhapaq Ñan. (URL:http://qhapaqnan.cultura.pe/noticias/municipalidad-provincial-carlos-ferm%C3%ADn-fitzcarrald-se-compromete-con-puesta-en-uso-social 2018 年 4 月 20 日アクセス)

2015 Resolución Viceministerial Nº 052-2015-VMPCIC-MC “Modifican resoluciones en lo referido a la denominación del sitio arqueológico “Soledad de Tambo” y a la declaración de Patrimonio Cultural de la Nación de paisajes culturales arqueológicos que constituyen secciones del Paisaje Arqueológico Camino Inca Huanucopampa - Huamachuco”. (URL: http://busquedas.elperuano.pe/download/ url/modifican-resoluciones-en-lo-referido-a-la-denominacion-del-resolucion-vice-ministerial-n-052-2015-vmpcic-mc-1229626-1 2018 年 4 月 20 日アクセス)

2017 Generación de Mecanismos de Protección con Gobiernos Locales para la Puesta en Uso Social del Qhapaq Ñan-Peru. (URL: http://observatoriocultural.udgvirtual.udg.mx/repositorio/bitstream/handle/123456789/603/CLGC241.pdf?sequence =1&isAllowed=y 2018 年 4 月 20 日アクセス)

2018 Resolución Viceministerial Nº 052-2015-VMPCIC-MC “Modifican resoluciones en lo referido a la denominación del sitio arqueológico “Soledad de Tambo” y a la declaración de Patrimonio Cultural de la Nación de paisajes culturales arqueológicos que constituyen secciones del Paisaje Arqueológico Camino Inca Huanucopampa - Huamachuco”. (URL: http://busquedas.elperuano.pe/download/url/ modifican-resoluciones-en-lo-referido-a-la-denominacion-del-resolucion-vice-ministerial-n-052-2015 -vmpcic-mc-1229626-1 2018 年 4 月 20 日アクセス)

MPML y Otani（Municipalidad Provincial de Mariscal Luzuriaga y Hironori Otani）

2016 Actualización del Plan Vial Provincial Participativa de la Provincia de Mariscal Luzuriaga 2017 - 2026, Piscobamba. (URL: http://www.proviasdes.gob.pe/planes/ancash/pvpp/PVPP_M_Luzuriaga_2017_2026.pdf 2018 年 4 月 20 日アクセス)

大谷博則

2012 「カシミール３D による保全活用を目的としたインカ道の記録：ポマチャカ橋 － チェギア渓流区間の調査速報」、『古代アメリカ』15:75-87。

2013 「インカ道の利用・維持管理状況聞き取り調査：ペルー国コンチュコス地域の事例から」、『奈良大学大学院研究年報』18:67-82。

OSCE（Organismo Supervisor de las Contrataciones del Estado）

2018　Se@ce 3.0 - web www2.seace.gob.pe. (URL: http://prodapp2.seace.gob.pe/seacebus-uiwd-pub/buscadorPublico/buscadorPublico.xhtml　2018 年 4 月 20 日アクセス)

Perú（República del Perú）

1987　Ley General de Comunidades Campesinas Ley Nº 24656. (URL: http://justiciaviva.org.pe/acceso_justicia/justicia_comunal/3.pdf　2018 年 4 月 20 日アクセス)

PQÑ_6（Republic of Argentina, Plurinational of Bolivia, Republic of Chile, Republic of Colombia, Republic of Ecuador and Republic of Peru）

2014　Executive summary Title of nomination Qhapaq Ñan Andean Road System. (URL: https://whc.unesco.org/uploads/nominations/1459.pdf　2018 年 4 月 20 日アクセス)

Solórzano Palacín, Edgardo

2014　Generación de Mecanismos de Protección con Gobiernos locales para la Puesta en Uso Social de Qhapaq Ñan - Perú. (URL: https// observatoriocultural.udgvirtual. udg.mx/repositorio/bitstream/handle/123456789/603/CLGC241.pdf?sequence=1$isAllowed=y　2018 年 4 月 20 日アクセス)

杉尾邦江

2005　「世界遺産登録のためのセッティングの定義と手法の考察 : カルチュラルルートを例として」、『PREC Study Report』11:24-31。 (URL: http://www.prec.co.jp/research/report/pdf/11024. pdf, 2018 年 4 月 20 日アクセス)

UNESCO （United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）

2014　WHC-14/38.COM/16, Doha, 7 July 2014. (URL: https://whc.unesco.org/en/decisions/6129, 2018 年 4 月 20 日アクセス)

2017　Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. (URL: http://whc.unesco.org/en/guidelines,　2018 年 4 月 20 日アクセス)

原 稿 受 領 日　2018 年 6 月 11 日
原稿採択決定日　2018 年 9 月 1 日